



## 葬儀サービスの料金トラブルにご注意！

広告に「10万円から」と記載されていたのに、実際には100万円を超える請求を受けた、という相談もあります。



### ①どのような葬儀にしたいかイメージを固める！

- ・ホームページなどで事前の情報収集が大切です。
- ・葬儀の実施日数・参列者の人数などを事前に確認しておきましょう。



### ②事前打合せをしっかりと行う！

- ・葬儀社との打合せは個人ではなく、親族や第三者など複数人で行いましょう。



### ③見積書を必ず受領し、明細を確認！

- ・「基本契約」に含まれる項目と、含まれない項目を確認することが大切です。
- ・追加サービスの内容と料金をしっかり確認しましょう。

トラブルの相談は早めに消費者センター(Tel 728-2121)または消費者ホットライン(Tel 188)へ

## 【相談件数が急増した商品・役務】

● 米（4月:4件 ➡ 5月:64件）

### 相 談

相談者は60代の女性です。

知人から紹介されたお店で、お米の定期配送を契約し代金を現金で支払いましたが、予定日を過ぎても商品が届かない状況にあります。

その後、何度も催促を試みたものの現在は事業者と連絡が取れず、SNSでも臨時休業の告知が続いていることから、契約の解除と返金を強く求めています。

### 助 言

民法上の債務不履行による解除規定に基づき、期限を定めて、解約と返金を求める書面を、配達記録が残る方法で、送付するよう助言しました。

また、督促したメッセージアプリのやり取りを、証拠として保存するようにお伝えしました。

さらに、解決しない場合の法的手段として、簡易裁判所での支払督促等について説明し、弁護士等の無料相談窓口も案内しました。



しつこい訪問販売に  
困っていませんか？



訪問販売お断りステッカーを貼ると、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、これを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反となります。ご希望の方は、札幌市消費生活課（Tel211-2245）までご連絡ください。